

「図書館運営の見直し(案)について」に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

- 1 意見の提出期間
平成19年2月21日(水)から3月22日(木)まで

- 2 意見の提出者数等

提出者数	件数	意見の提出方法				
		Eメール	ファクシミリ	郵送	意見箱投函	窓口
19人	59件	10	3	0	6	0

- 3 項目別意見数

項目名	件数
(1) 宮町図書館(仮称)の設置	5件
(2) 桜通り図書館の廃止	6件
(3) 休館日の変更	5件
(4) 損害賠償の取扱い	2件
(5) その他意見	41件
合計	59件

- 4 各意見の概要及び各意見に対する考え方

- (1) 宮町図書館(仮称)の設置

No	意見の概要	件数	考え方
1	駅から近い、参拝帰り、市役所、図書館に用があるときに便利等。	5	市民の利用しやすい地区図書館を目指します。

- (2) 桜通り図書館の廃止

No	意見の概要	件数	考え方
1	隣地に新図書館が開設された以上廃止すべき。	3	新中央図書館では、児童資料やお話会を充実させ、桜通り図書館の親しまれたサービスを引き継ぎます。また学習室や読書室を備え、静かに読書や学習ができる空間を提供します。
2	幼児の読書室的な所として、また年配の方や小学生が足を運びやすい親しまれた場所で存続してほしい等。	3	

- (3) 休館日の変更

No	意見の概要	件数	考え方
1	一斉休館とならないよう調整することは悪くない等。	3	各図書館が一斉休館とならないための配慮をし、休館日カレンダーを作成するなど、わかりやすい工夫をします。
2	1月4日は従事者の休養日として休館日として良い等。	2	

(4) 損害賠償の取扱い

No	意見の概要	件数	考え方
1	見直し案のとおりで良い。	2	返却資料(図書・視聴覚)のいたずら書き、破損、汚損などの確認を入念に実施します。

(5) その他意見

今回の「見直し(案)」の項目以外に、地区図書館の時間延長、図書館システム、利用モラル及び資料購入等、具体的な運用に関する41件のご意見を頂きました。このご意見は今後の図書館運営の参考とさせていただきます。

5 見直し項目の検討結果

皆様から頂いたパブリックコメントと図書館サービスのあり方を踏まえ検討した結果、議会の承認を得て、次のとおり図書館サービスを展開いたします。

(1) 宮町図書館(仮称)の設置

平成20年2月を目途に、現中央図書館施設の一部を活用し、新たな地区図書館「府中市立宮町図書館」として、周辺地域へのサービス提供を開始します。

(2) 桜通り図書館の廃止

新中央図書館が地区図書館としての機能を引き継ぎ、周辺地域の市民サービスも展開しますので、平成19年12月の新中央図書館のオープンをもって桜通り図書館を廃止します。

(3) 休館日

全図書館共通の考え方として、市民会館、文化センター及び生涯学習センター施設と合わせた運用とし、今まで休館としていた1月4日及び定期休館と重なった休日を開館します。また、中央図書館は、資料整備や施設点検等のため、第1月曜日及び第3月曜日とその翌日を定期休館日としておりますが、市の図書館が一斉休館とならないよう、これらの休館日のうち第1月曜日を第1火曜日に変更します。

(4) 損害賠償の取扱い

資料等を破損又は紛失した場合等の損害賠償の手続に関しては、施設等に係る損害賠償と区分し「現物若しくは同等品又は相当な代価による賠償」とします。

6 問合せ先 新中央図書館開設準備担当(電話362-8647)